

政 法 第 1 9 5 4 号
答 申 第 4 5 3 号
平成 2 8 年 9 月 2 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 9 月 1 日付け観企第 3 1 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 5 5 6 号

平成 2 6 年 7 月 2 9 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 6 年 6 月 2 日付け観企
第 1 3 8 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書部分開示決定で不開示とした部分のうち、県有財産（千葉県南房パラダイス動植物園）売買契約書（以下「本件対象文書1」という。）及び県有財産（千葉県南房パラダイス宿泊施設）売買契約書（以下「本件対象文書2」という。本件対象文書1と併せて以下「本件対象文書」という。）の一部である事業計画を記載した事業企画提案書（以下「企画提案書」という。）の事業計画概要部分（以下「提案概要」という。）に記載された投資予定額の金額以外の部分は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年4月2日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「南房パラダイス企画提案型財産売払いに関する①千葉県と株式会社〇〇〇〇の契約書一式、②千葉県と株式会社〇〇〇〇の契約書一式」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件対象文書を特定した。

4 実施機関による決定

平成26年6月2日付け観企第138号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成26年7月29日付けで、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

登録印鑑の印影が不開示なのは理解できるので異議はない。

「企画提案書が不開示」であることに関して、異議申立てを行う。

本件異議申立てに係る本件決定は次のとおり違法である。

(1) 実施機関と本件対象文書により契約を締結した事業者（株式会社〇〇〇〇及び株式会社〇〇〇）（以下「契約事業者」という。）の契約は、換言すれば千葉県民と契約事業者の契約であり、千葉県民に公開するのが原則であり、不開示の箇所があっても極めて限定的とするのは当然である。しかし、実施機関は企画提案書を全て黒塗りにし、内容を1文字も公開しないのは明らかに違法である。

(2) 開示しない理由に「営業上のノウハウに関する情報が記録されており」とあるが、本当に営業秘密にあたる他社が持っていない独自のノウハウが記載されているとは考え難い。例えば「客室数を増やして、売上高を3倍にする」との計画はノウハウとは言えない。まして1枚の企画提案書には概要程度しか記載するスペースはなく、独自の詳細なノウハウが記載されているはずもない。

異議申立人は内容を知るすべもないが、ノウハウではなく、単なる経営方針や、事業計画の概要にすぎないものと思われる。

(3) 今回は企画提案型財産売払いである。最も千葉県民にとって利益となる企画提案をした契約事業者が選ばれ、その契約事業者は企画提案を実行する義務を負っている。ゆえに、企画提案が実行されているか実際に検証される為にも千葉県民に公開される必要がある。

選考によって最優秀の企画提案とされたのが、契約事業者の企画提案であった。選考に不正がなかったのかの検証を受ける為にも、企画提案書は公開されなければならない。例えば「売上高を3倍にする」との客観的に実現性の乏しい企画提案が採用されたとすると、検証が必要である。

(4) 「千葉県南房パラダイス売払い先の決定について（報道発表）」では、提案の概要を次のとおり公表している。

ア 株式会社〇〇〇〇の提案の概要

- ・ 植物園（ヤシ、ガジュマロの木などの大規模な植栽）への積極的な投資及び園内各施設の大規模修繕を実施
- ※ 園内の植物等の植栽については、関連会社による施工・管理とし、低廉な経費で良質な植物の整備・維持を実施
- ・ 既存建物を改装し全天候型のダンスステージを設置、フラダンス等を実施
- ・ 南国イメージのレストラン施設の新設

イ 株式会社〇〇〇〇の提案の概要

- ・ “食べる”をテーマとしたホテルづくり
- ・ 館内施設等に係る大規模投資の実施
- ※ ロビー・客室等の改装、大浴場の温泉化、貸切露天風呂の新設など
- ・ 地元の漁業、農業、商業関係者との連携による地元食材の提供

ゆえに、企画提案書において、既に公表している内容も含め全て不開示というのは矛盾している。既に公表している部分について、開示しない理由は存在しない。

異議申立人は、企画提案書は基本的に全て開示されるべきと考えるが、少なくとも報道発表等で既に公表されている部分については当然である。

3 意見書の要旨

- (1) 本件異議申立てをしているのは「提案概要」の不開示に関してである。
- (2) 部分開示の理由について

ア 条例第8条第3号該当性について

提案概要については、募集要項10ページの2(1)アに記載方法が以下のとおり、指定されている。

「ア 概要(A4判1ページ程度(注))

(ア) 運営する主な施設の概要、施設の改修方針・投資予定額

(イ) 提供するサービスの概要(施設の運営方針)

(ウ) その他(例:想定する顧客のターゲット等経営戦略)

(注) 概要で記載した内容は、そのまま契約で用途指定をし、履行していただきますのでその内容には十分注意してください。」

まず、上記(ア)(イ)(ウ)のタイトルが開示となる事はあり得ない。タイトルまで不開示にしたのは全く理由がない。

様式自由とはいえ、A4用紙1枚で上記(ア)(イ)(ウ)の内容を記載するのだから、抽象的な概略だけで、ノウハウに当たる詳細を記載することもできない。形式的にも、ほとんど裁量の余地がなく、通り一辺倒にならざるを得ない。ここには不開示情報に該当するノウハウが記載されていることはない。

そして、上記(注)にあるとおり、提案概要は契約書に含まれると明記されているから不開示を前提としているものではない。

さらに、開示部分と不開示部分の峻別であるが、簡易で抽象的なものであるから、不開示部分は極めて少ないと思われる。仮に、不開示部分があったとしても、A4用紙1枚なので、簡単な作業であり、実施機関の説明する「過大な負担」ではない。

イ 条例第8条第6号該当性(追加)について

実施機関は、「提案概要を公開すると、選考委員に圧力がかかるおそれがある」と言いたいようであるが、後付けの理由であると同時に、意味不明である。

特定の選考委員が特定の事業者は何点付けたということの公開であれば、特定の選考委員が批判にさらされることはあろう。

しかし、提案概要が公開されたところで、特定の選考委員が批判にさらされることはあり得ない。実現可能性が乏しい、あるいはいつになっても実行されない提案概要が、千葉県南房パラダイス売払先選考委員会(以下「選考委員会」という。)全体で高評価を受けているならば、県民のチェックと批評が必要であり、条例の理念・目的に合致する。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び本件対象文書の特定について

本件請求に対し、実施機関は本件対象文書を特定し、条例第8条第3号イに該当する情報として、本件対象文書に添付されている、契約事業者が売払い選考への応募に際し、実施機関に提出した企画提案書の一部である提案概要について、表題部分以外を不開示とし、本件決定を行った。

2 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、県有施設であった南房パラダイス（動植物園及び宿泊施設）を、平成26年4月1日に実施機関から契約事業者に売却するための売買契約書である。

このうち、本件対象文書1は動植物園、本件対象文書2は宿泊施設である「いこいの村たてやま」の売買契約書であって、契約事業者は、本件対象文書1は株式会社〇〇〇、本件対象文書2は株式会社〇〇〇である。

契約書の内容については、いずれも施設の売買に関する事項、転売等の制限などの特約条項、売買物件一覧及び提案概要である。

3 部分開示の理由について

(1) 条例第8条第3号該当性について

ア 企画提案書は、南房パラダイス企画提案型財産売払いへの応募に当たり提出された応募書類のうち重要な書面のひとつであり、売払いによる物件取得後の中期的な施設整備・施設運営等をその内容とする。企画提案書については、記載すべき内容の大綱は、募集要項で示しているが、その形式・内容は基本的に各応募事業者の自由としており、企画提案書の内容のみならず、形式（レイアウト等）も含めた企画提案書自体が、応募事業者のノウハウに属するものである。

このような性格を有する企画提案書の一部で、企画提案書の概要を記した、最も重要な書面が、提案概要である。

イ 提案概要の内容は、中期的な施設改修方針、投資予定額、施設運営方針等を記載する必要がある旨を募集要項で示しているのみで、その形式及び具体的な内容は各応募事業者の任意によるものであり、様式（枠組）すら募集要項では示しておらず、全面的に応募事業者のノウハウである。

提案概要は、選考委員会における応募事業者によるプレゼンテーションの主要説明事項とすることが適当である旨、事前に周知されており、プレゼンテーション内容と同視されるべき性格を有することから、提案概要は、その書面全体が形式面について応募事業者のノウハウに属する。

ウ 提案概要を開示することにより、競合する他社が、応募事業者のノウハウに属する提案概要の形式・内容の情報を得て、容易に同等の事務事業が可能となるばかりでなく、それ相当の労力と時間をかけず加工や改善を加えるだけで、優位に立つことが可能となり、正当な競争性が失われる可能性がある。

エ 敵対的な類似競合施設の運営者等が、提案概要の内容を参考に、契約事業者が中期的に予定している事業内容を先行して実施する等により、契約事業者の営業上の利益を害する蓋然性がある。

オ 本件決定に先立ち、契約事業者に対して提案概要の開示について条例第16条第1項の規定により、意見書提出の機会を付与したところ、開示に反対する旨の意向が示されており、この意向は尊重されるべきである。

カ 異議申立人は、「報道発表等で既に公開されている部分については公開するのは当然」と主張しているが、平成26年12月20日付け実施機関報道発表資料は、作成主体は実施機関であり、南房パラダイス売払いについて県民の知る権利に配慮して、契約事業者の事前同意を得た上で公表しているものである。同発表資料と提案概要は作成主体が異なり、その内容・目的等が根本的に異なるものである。

提案概要自体が全体として、ノウハウに基づく創作物であるところ、同発表情

報に該当する部分とそれ以外の部分を瑣末な部分に至るまで峻別して開示することは、新たな文書を創出することに等しく、また、実施機関に過大な負担を課すものである。

キ 以上、条例第8条第3号に該当するものとして行った本件決定は妥当である。
なお、同号ただし書きにも該当せず、不開示としたものである。

(2) 条例第8条第6号該当性について（追加）

本件異議申立てについて、不開示情報及び理由を再検討したところ、不開示理由として、条例第8条第6号該当性を追加することが適当と判断したので、以下追加する。

不開示情報については、選考委員会において最優秀となった企画提案書を開示するとした場合、類似の選考事務事業において、事前はもちろん事後において、最優秀者の企画提案内容とそれ以外の応募事業者の企画提案内容の評価について、選考委員に対する応募事業者や第三者からの圧力、働きかけ、批判、理由のない非難、意に反する面談の強要等は発生する可能性がある。このような場合、委員に精神的圧迫が生じ、同様の契約事務に係る選考委員の確保が難しくなる等の事態の発生等のおそれがある。

以上から、中立の立場で公平な採点を行うという、各種選考における採点評価事務の適正な遂行、選考に携わる適任の人材の確保に著しい支障を及ぼす等、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえ、条例第8条第6号に該当するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

実施機関は、本件対象文書に記録された情報のうち、代表者印の印影及び企画提案書における提案概要の表題部分以外を条例第8条第3号に該当する情報として不開示とし、本件決定を行った。

異議申立人は、代表者印の印影（登録印鑑の印影）の不開示については、異議を申し立てていないので、以下、契約事業者の提案概要の不開示部分の判断の妥当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、上記第4の3（1）のとおり、提案概要については、募集要項において様式（枠組）すら示していないから、表題部分以外は全面的に契約事業者のノウハウに当たる旨説明しており、これは、不開示部分は条例第8条第3号イに該当するとの主張であると思料される。

以下、本件対象文書ごとに個別に検討する。

ア 本件対象文書1の提案概要について

本件対象文書1の提案概要には、「運営する主な施設、改修方針・投資予定額」、

「投資予定額」及び「施設の運営方針」が項目として記載されている。

これらの内容は、契約事業者が動植物園をどのように改修していき、またどのように運営していくのか、などが記載されている。

提案概要は全体的に、募集要項の内容に即して、わかりやすくインパクトのあるものとなるよう、契約事業者が種々工夫して作成したものと考えられるが、記載内容自体は一般的な記載に過ぎず、ノウハウに基づく創作物であるとまでは認められない。

また、その内容も、既に公になっている情報、あるいは事業計画に関する概要であって、これらの情報を開示しても契約事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかしながら、「投資予定額」に記載された具体的な金額は、提案概要を作成した時の予定金額であり、契約事業者が十分に検討して算定したものと考えられるが、社会及び経済状況の変化等により、当該金額に差異が生じることも考えられ、このことにより、契約事業者の金額の見積もり・見込みが甘かった、又はずさんであったなどの批判等が起こると、契約事業者に風評被害等が発生し、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。

よって、「投資予定額」に記載された金額は、条例第8条第3号イに該当すると認められ、不開示が妥当である。

イ 本件対象文書2の提案概要について

本件対象文書2の提案概要には、契約事業者が宿泊施設を運営していこうとする目標とその具体的文言及びその具体案が、募集要項にある「ア. 事業計画の概要」、「(ア) 運営する主な施設の概要、施設の改装方針・投資予定額」、「(イ) 提供するサービスの概要（施設の運営方針）」及び「(ウ) その他（想定する顧客のターゲット等経営戦略）」の項目に沿って記載されている。

これらの内容は、上記アと同様の理由により、契約事業者のノウハウとまではいえず、又、開示することにより契約事業者の競争上の地位又は正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

しかしながら、「(ア) 運営する主な施設の概要、施設の改装方針・投資予定額」に記載された投資予定額は、上記アと同様の理由により、不開示が妥当である。

(2) 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、上記第4の3(2)で本号該当性を追加で説明しているが、提案概要のみをもって契約事業者が決定されたわけではないことから、提案概要を開示しても、選考事務における事務事業に支障が生ずるおそれがあるとは認め難い。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が提案概要で不開示とした部分のうち、投資予定額のコличествоは不開示とすべきであるが、その余の部分を開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 9月 1日	諮問書の受理
平成26年10月14日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 1月13日	異議申立人の意見書の受理
平成28年 4月27日	審議
平成28年 6月29日	審議
平成28年 7月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)